

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島原地域広域市町村圏組合は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えい等のリスクを軽減させるための適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

島原地域広域市町村圏組合

公表日

令和1年5月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	介護保険法及び介護保険条例に基づき、実施する介護保険事業に関する事務であって、主務省令で定める事務 (主な事務の概要) ○ 介護保険資格の取得、喪失の決定に関する事務 ○ 介護保険料の賦課、徴収に関する事務 ○ 介護認定に関する事務 ○ 介護保険給付に関する事務 ○ 地域支援事業に関する事務
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保連伝送通信ソフト
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保連伝送通信ソフト	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の68の項 ○ 番号法別表第1の主務省令で定める事項を定める命令第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ○ 番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、119の項 ○ 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ○ 番号法第19条第7号 別表第2の93、94の項 ○ 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	島原地域広域市町村圏組合 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 〒859-1492長崎県島原市有明町大三東戊1327 島原市役所有明庁舎3階 TEL0957-61-9101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 〒859-1492長崎県島原市有明町大三東戊1327 島原市役所有明庁舎3階 TEL0957-61-9101

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	介護保険課長 尾藤正則	介護保険課長	事後	規則等改正に伴う記載内容の変更
令和1年5月17日	対象人数 いつ時点	平成29年3月31日	平成31年3月31日	事後	
令和1年5月17日	取扱人数 いつ時点	平成29年3月31日	平成31年3月31日	事後	
令和1年5月17日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価の種類	-	基礎項目評価書	事後	規則等改正に伴う記載内容の追記
令和1年5月17日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	-	十分である	事後	規則等改正に伴う記載内容の追記
令和1年5月17日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	-	十分である	事後	規則等改正に伴う記載内容の追記
令和1年5月17日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	十分である	事後	規則等改正に伴う記載内容の追記
令和1年5月17日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	-	十分である	事後	規則等改正に伴う記載内容の追記
令和1年5月17日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	-	十分である	事後	規則等改正に伴う記載内容の追記
令和1年5月17日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	-	十分である	事後	規則等改正に伴う記載内容の追記
令和1年5月17日	IV リスク対策 8. 監査	-	[○]自己点検	事後	規則等改正に伴う記載内容の追記
令和1年5月17日	IV リスク対策 9. 従事者に対する教育・啓発	-	十分である	事後	規則等改正に伴う記載内容の追記